

令和6年8月7日

各 位

最高裁判所事務総局広報課

今崎幸彦新最高裁判所長官及び平木正洋新最高裁判所判事の  
就任記者会見における取材について  
標記の取材については、下記の要領で行ってください。

記

1 日時

8月16日（金）午後6時30分

2 場所

最高裁判所大応接室

3 取材方法

- (1) カメラは各社1台までとします（ビデオカメラの補助者は1名までとします。）。
- (2) 撮影は、スチルカメラ及びビデオカメラとともに、着席後から談話発表の間（新長官の場合のみ）及び代表質問の第1問目終了まで行うことができます（撮影終了は、広報課員の合図に従ってください。）。
- (3) 録音は、談話発表の間（新長官の場合のみ）及び代表質問の第1問目の部分に限り行うことができます（記者の備忘のための録音は引き続き行うことができます。）。
- (4) 撮影位置は、別紙図面に表示したとおりです（ペン記者が着席位置から撮影することはできません。）。
- (5) 会場以外での撮影は、一切できません。
- (6) 三脚を使用することはできますが、脚立は使用しないでください。
- (7) 当日は、今崎最高裁長官、平木最高裁判事の順で記者会見が行われる予定ですので、今崎最高裁長官の記者会見における撮影が終了した後は、取材カメラマンは、一旦、カメラ、マイク等を残置し、電源を切って、記者会見場から退出してください。
- (8) 取材中及び取材後に退室する際は、静粛かつ円滑に行われるよう広報課員の指示に従ってください。
- (9) その他、取材に当たっては広報課員の指示に従ってください。

4 集合時刻等

- (1) 取材カメラマンは、午後5時50分までに西玄関にお集まりください。広報課員の誘導があるまでは駐車スペースの車中で待機してください（広報課員が記者会見場に案内します。）。
- (2) ペン記者は、午後6時10分までに最高裁記者会室に集合してください。

(3) ビデオカメラは、午後6時20分（開始10分前）までにセットアップしてください。

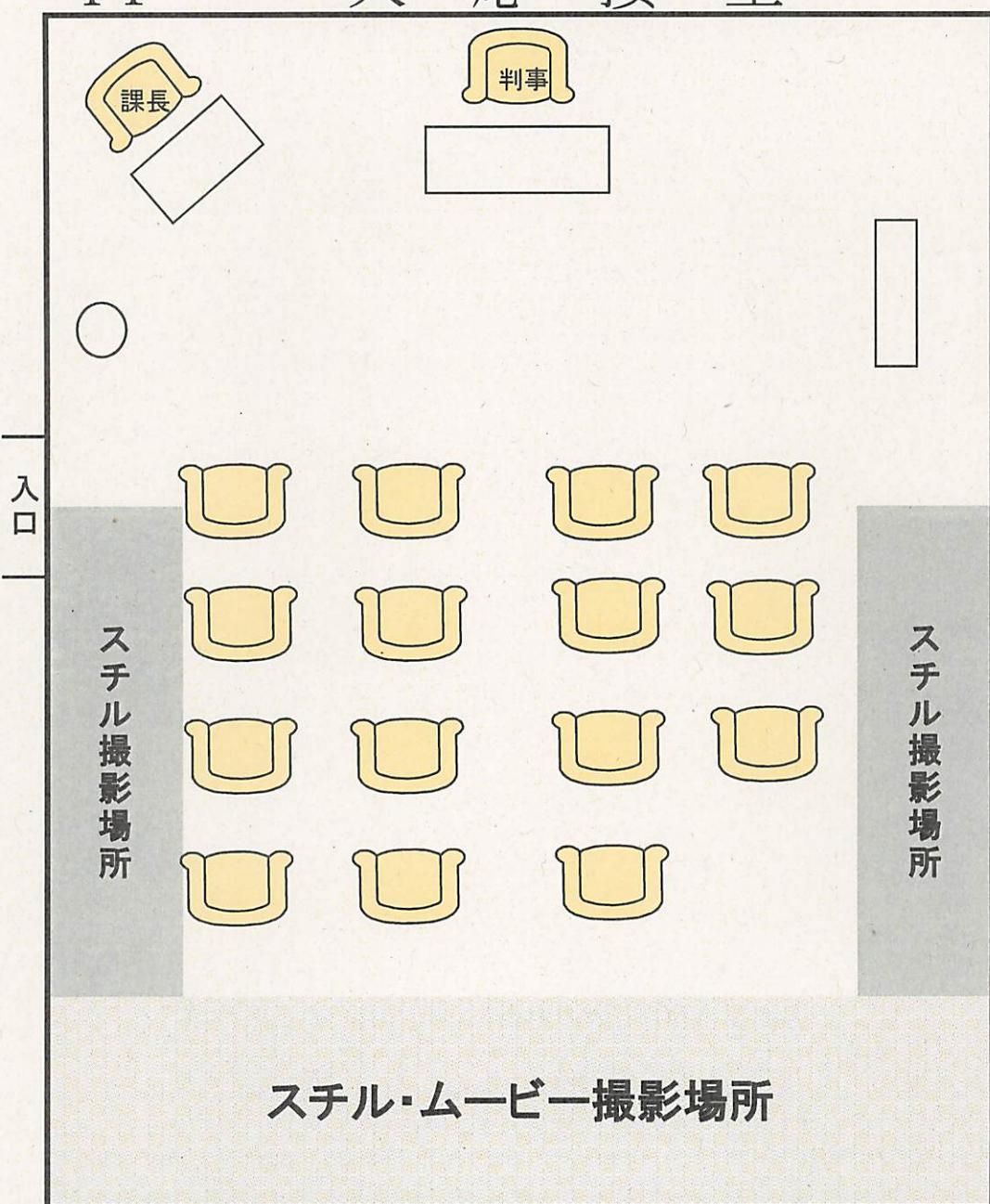
(4) カメラマン及びその補助者等は、必ず自社腕章を着用してください。

#### 5 その他

車両は社旗を付け又は社章をダッシュボード上など車外から容易に確認できる位置に掲示して、当庁西門から出入りし、駐車は西玄関前駐車場を使用してください。

4 F

# 大応接室



令和 6 年 8 月 7 日

司法記者クラブ 御中

最高裁判所事務総局広報課

お 知 ら せ

今崎幸彦新最高裁判所長官及び平木正洋新最高裁判所判事の就任記者会見  
を下記のとおり行います。

記

1 今崎幸彦最高裁判所長官

- (1) 日時 8月16日（金）午後6時30分
- (2) 場所 最高裁判所大応接室

2 平木正洋最高裁判所判事

前記1の記者会見に引き続いだ同所において行います。

3 当日は、最高裁記者会室に午後6時10分までにお集まりください。

## 代表質問

### 1 抱負

長官に就任されるにあたり、ご所感と抱負をお聞かせください。

### 2 裁判所の課題

裁判手続迅速化や手続IT化など、裁判所が抱える現在の課題についてお聞かせください。また、今後の裁判所の在るべき姿についてお考えをお聞かせください。

### 3 多様化

国民の価値観や意識の多様化を背景に、性的少数者の方々が当事者となり憲法をもとに救済を求める事件が各地で相次いでいます。こうした問題に司法はどう向き合うべきとお考えでしょうか。

### 4 憲法

憲法改正を巡る議論が続いています。「憲法の番人」とも呼ばれる最高裁の長官として、憲法に対する考え方をお聞かせください。

### 5 座右の銘

お休みの日はどのようにお過ごしでしょうか。趣味や大切にされている考え方、言葉がありましたらお聞かせください。

## 代表質問

### 1 抱負

判事への就任が決まったときのお気持ちと、今後の抱負についてお聞かせください。

### 2 印象に残った裁判

これまでの裁判官人生を振り返り、特に印象に残る裁判やお仕事についてお聞かせ下さい。また、裁判官として大切にされている考え方や言葉がありましたらお聞かせください。

### 3 裁判員

裁判員裁判の導入から今年5月で15年となりました。刑事裁判に長く携わられた視点から、現在の裁判員裁判にはどのような課題があるとお考えでしょうか。

# 決裁・供覧

件名	最高裁判所長官就任談話のウェブサイト掲載について			文書番号		
				最高裁広第193号		
伺い文	標記談話について、別添のとおり、裁判所ウェブサイトに掲載してよろしいか。 (掲載予定日: 8月19日)					
起案	起案日	令和06年08月13日		受付日		
	部署	最高裁判所 事務総局広報課 広報課 広報係		決裁処理期限日		
				決裁日	令和06年08月15日	
	起案者	中尾 麻美		施行処理期限日		
	連絡先			施行日		
	大分類	(広報) 広報(事務)		施行先		
分類名	中分類	広報活動		施行者		
	名称(小分類)	広報活動等(令和6年度)		取扱上の注意		
取扱区分	秘密区分					
	秘密期間終了日			機密性格付け		
	指定事由			取扱制限		
				行政文書保存期間	5年	
決裁・供覧欄	最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 福島 直之(局長) 【済】			保存	保存期間満了時期	令和12年03月31日
	最高裁判所 事務総局広報課 結城 康介(課長) 【済】					
	最高裁判所 事務総局広報課 松本 真悟(課長補佐) 【済】					
	最高裁判所 事務総局広報課 広報課 広報係 小塚 友幸(係長) 【済】					
	最高裁判所 事務総局広報課 広報課 広報係 園部 友希子(係長) 【済】					
備考欄						

令和6年8月16日

談　　話

最高裁判所長官 今崎幸彦

この度、最高裁判所長官に任命されました。職責の重大さを痛感しています。

裁判所の基本的な役割は、個々の事件を適正かつ迅速に解決することに尽きますが、そうした一つ一つの営為の積み重ねを通じて、国民の権利が擁護され、社会の基盤となる法秩序の維持が図られて、法の支配が社会の隅々まで行き届くことになります。その実現こそが司法に課せられた使命であると考えます。

司法が扱うのは社会に生起する紛争です。近年、少子高齢化、人口の大都市集中をはじめとする我が国の社会経済構造の変化が進行し、人々の意識や行動様式の多様化も加速しています。社会における様々な場面で利害の対立が厳しさを増し、価値観を巡る立場や意見の相違も顕在化するようになってきました。こうした社会の動きは紛争のあり様に反映され、裁判手続においても深刻で解決の難しい事件の増加につながっているように思われます。

こうした中、裁判所は、司法制度改革の諸成果を実務運用につなげながら、その後の変化にも対応するべく取組を進めてきました。しかし、社会の動きは更に速度を増しており、取り残されないためにはなお一段の努力が求められます。司法分野におけるデジタル化はそのための取組の一つとして位置付けられるものですが、課題はこれにとどまるものではありません。司法の本質を踏まえながらも、時代のニーズに適切に対応できるよう、裁判所を挙げて取り組んでいきたいと考えています。

冒頭に司法の使命について述べましたが、もとよりそれは独り最高裁判所だけできることではなく、全国の一つ一つの裁判所の裁判官、裁判所職員がそれぞれに託された職責を自覚し、適切に遂行することによって初めて実現されます。微力ではありますが、彼ら彼女らと共に司法の使命を果たすことができるよう力を尽くしていきたいと考えています。

国民の皆様におかれでは、司法に対し、一層の御理解と御協力を寄せていただきますようお願い申し上げます。

# 決裁・供覧

件名	今崎幸彦最高裁判所長官就任記者会見の概要のウェブサイト掲載について			文書番号 最高裁広第199号
伺い文	別添のとおり記者会見の概要を裁判所ウェブサイトに掲載してよろしいか。			
起案	起案日	令和06年08月22日	受付日	
	部署	最高裁判所 事務総局広報課 広報課 広報係	決裁処理期限日	
立案	起案者	園部 友希子	決裁日	令和06年08月27日
	連絡先		施行処理期限日	
分類名	大分類	(広報) 広報(事務)	施行日	
	中分類	広報活動	施行先	
名称(小分類)	広報活動等(令和6年度)	施行者		
取扱区分	秘密区分		取扱上の注意	
	秘密期間終了日		機密性格付け	
	指定事由		取扱制限	
			行政文書保存期間	5年
		保存期間満了時期	令和12年03月31日	
決裁・供覧欄	最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 福島 直之(局長) 【済】 最高裁判所 事務総局広報課 結城 康介(課長) 【済】 最高裁判所 事務総局広報課 松本 真悟(課長補佐) 【済】 最高裁判所 事務総局広報課 広報課 広報係 小塚 友幸(係長) 【済】 最高裁判所 事務総局広報課 広報課 広報係 中尾 麻美(係長) 【後閱】			
備考欄				

## 今崎幸彦最高裁判所長官就任記者会見の概要

令和6年8月16日

今崎最高裁判所長官は、就任記者会見を行い、談話を発表するとともに、以下のとおり、記者からの質問に応じました。

### 【記者】

長官に就任されるに当たり、御所感と抱負をお聞かせください。

### 【長官】

大きな責任に身の引き締まる思いというに尽きます。判事就任時にも同じようなことを言った覚えがありますが、今回の重みには格別のものがあります。先人の偉大さには到底及びませんが、自分にできることを地道に、誠実に実行していきたいと考えております。

抱負というほどではないですが、今考えていることをこの機会に述べさせていただきます。事件数でみると、最高裁判所が扱う事件は、地裁、家裁、簡裁の扱う事件数に比較するとわずかです。何かにつけ最高裁判所が注目を浴びますが、オールジャパンでみたときには、下級裁判所、特に一番の仕事量が圧倒的であり、その働きぶりが我が国の司法のあり様を規定しているといつても過言ではありません。これら下級裁判所が良い仕事をして国民の信頼を得ていくためにも、そういう裁判所の裁判官、職員が伸び伸びと本来の職務を全うできるようにすることが、裁判事務としても司法行政としても最高裁判所の大事な役割ではないかと考えています。

### 【記者】

裁判の迅速化や裁判手続のデジタル化など、裁判所が抱える現在の課題に

についてお聞かせください。また、今後の裁判所の在るべき姿についてお考えをお聞かせください。

【長官】

迅速化についてですが、裁判所の仕事は事件を適正迅速に解決に導くことであり、迅速な裁判の実現は裁判所にとって最も重要な使命の一つということになります。最近は、民事でいえば通常事件の審理期間、刑事でいえば公判前整理手続の期間が取り上げられることが多いですが、他の分野でも迅速化が重要であることに変わりはありません。

迅速化の阻害要因は様々に分析されていますが、少なくとも今の審理の在り方を見直す必要があるという点では裁判所内ではコンセンサスがあると思います。問題は具体的にどうするかでありますと、それは理屈と言うよりは実践の問題であり、そのための具体的な取組や工夫は各地の裁判所で行われていると聞いています。どうしても試行錯誤という側面はあるのですが、失敗を怖れず果敢に挑戦してもらいたいと思っていますし、最高裁判所としても、そういう試みは後押ししていきたいと思っています。

司法のデジタル化は、国民にとっては司法へのアクセスの利便性を高めるという非常に大きな意義を持つものでありますと、適正迅速な裁判の実現という意味でも重要です。単に裁判への新たなＩＴツールの導入にとどまるべきものではなく、審理・判断の質を向上させる取組の一環としてこそ真の意味があると考えています。そういう意味でも、デジタル化は今後の司法の在り方を左右する重要な改革であると思います。

最後に在るべき姿についてですが、裁判所の仕事は1件1件の事件に地道に取り組み、適切な解決に導くことであり、そういう意味での「在るべき姿」はいつの時代も変わるものではありません。その上で、近未来の夢をあえて申し上げれば、デジタル化を含む様々な改革によって、弁護士や検察官と裁判官

との間の意思疎通が格段に円滑になり、法廷でのやり取りが活気と緊張に満ちたものになり、裁判官や職員、おそらくは弁護士や検察官も含め、そういう人々の机の上から分厚い書類が一掃される、そんな情景を夢見ているところでありまして、自分が現役の間にどこまでそういう景色に近づいたものを見られるか楽しみにしています。

【記者】

国民の価値観や意識の多様化を背景に、性的少数者の方々が当事者となり憲法をもとに救済を求める事件が各地で相次いでいます。こうした問題に司法はどう向き合うべきとお考えでしょうか。

【長官】

御質問のうち、具体的な事件に関わることについてはお答えを差し控えます。つまり、おっしゃった事件というのは、おそらく自分が関わった事件もその中に含まれるのだと思いますが、自らが関わった事件については判決や決定の中で表明した意見以上に述べることはできません。それ以外の、下級裁判所を含め現在係属中又は将来係属する可能性のある事件やそれに関わる論点についても、最高裁判所長官の立場上発言は差し控えさせていただきます。

その上であくまでも一般論として申し上げれば、人々の価値観や行動様式の多様化に伴って、御指摘のような事件を含めて、これまでに例のない、新たな視点や論点をはらんだ事件というのは今後も増えていくのだろうと思っています。

そういう事件だからといって、私は何か特別な心構えや目的意識を持って審理に臨むというわけではないと思っています。ただ、こうした事件では、裁判官には相当な力量が求められます。法律問題として新規なので法的観点からの分析や検討は必要になってきます。それだけではなく、背景となる社会的な

実体や実情への理解も欠かせないし、多角的な視点からバランスの取れた判断力も求められます。要するに、裁判官としての総合力が試されるわけであり、普段からそうした能力、識見を高めておくことが肝要です。常日頃から事件を離れて、裁判官同士でそうした話題をカジュアルに議論していることも大事だろうと思っています。

【記者】

憲法改正を巡る議論が続いている。「憲法の番人」とも呼ばれる最高裁の長官として、憲法に対する考え方をお聞かせください。

【長官】

憲法は、我が国における法の支配の基盤となるものであり、これに日頃から国民の関心が寄せられるということは重要なことであると思っています。

ただ、裁判所は、あくまでも具体的な事件を担当する中で、憲法を解釈しそれを適用するのが仕事です。最高裁判所長官も裁判官の一人であり、「憲法に対する考え方」は、具体的な事件を判断する中で必要なときに、その限りでのみ明らかにされるべきものだと考えています。それ以外の場で考え方を述べることは差し控えさせていただきます。

【記者】

お休みの日はどのようにお過ごしでしょうか。趣味や大切にされている考え方、言葉がありましたらお聞かせください。

【長官】

休日ですが、決まった過ごし方があるわけではなく、本を読んだり音楽を聴いたりで、どちらかといえばインドア派の人間です。以前は外出するとすれば

妻と美術館に行くことがしばしばあったのですが、コロナ禍で中断していました。最近になってまた行き始めたところ、この暑さでお休みしているのが現状です。

ホームページにも詳しく書いたのですが、大事にしている言葉はカエサルの「多くの人は、見たいと欲する現実しか見ていない。」という言葉です。これは塩野七生さんによる意訳に近いものらしいですが、自分としてはこの表現がしつくりくると思っています。

【記者】

戸倉前長官が退任記者会見の際に、今崎裁判官は刑事裁判官としての能力だけでなく、アタッシェや裁判所調査官といった幅広い経験をお持ちであるところ、裁判員裁判の公判前整理手続の長期化問題への対応が課題として挙げられる現状で、大いに力を発揮されることに期待していると発言されていましたが、それに対する受け止めをお聞かせいただけますか。

【長官】

戸倉前長官が具体的にどのようにおっしゃったかは直接把握していませんが、公判前整理手続の長期化に課題として取り組んでほしいということであれば、この問題は大事な問題だと思います。と同時に、非常に深い問題だとも思っております。公判前整理手続の長期化というのは、裁判員裁判の対象事件とそれ以外の事件の両方についてだと思いますが、全ての事件で必ず公判前整理手続を行わなければならない裁判員裁判について、特に問題が大きいと思っています。

最近の裁判員裁判と裁判員制度開始当初の裁判員裁判の運営状況とを考えてみると、公判前整理手続の長期化は顕著な状況です。また、それ以外でも、公判審理に入ってからの期間も少し伸びていますし、開かれる公判回数も増

えているように思います。その結果としての判決書も当初と見比べると詳細で長くなっている印象を持っています。これは、全体として見ると非常に丁寧な証拠調べや評議をし、綿密な検討をしているものと評価でき、それ自体は良いことだと思いますが、手放しで良かったと言って済む問題かということについては、少し考えた方が良いと思っています。

というのも、裁判員裁判は国民の負担の上に成り立っている制度です。丁寧であることは大事なことですが、過剰な丁寧さになると、どうしても負担を大きくすることになります。まず、裁判員の方々に審理や評議に来ていただく時間が長くなりますし、被告人、被害者、あるいはその御家族や御遺族といった方々にとっても決して望ましいものではありません。検察官や弁護人などの関係者にも手続上の様々な負担があるでしょうし、もちろん裁判所にとっての負担もあります。

要するに、丁寧さが過剰になっては良くないということです。これは、裁判員制度が国民の負担の上に成り立っている制度であることから、特に強調されて然るべきと思っています。やはり、裁判員裁判を運営する裁判官としても、それは警戒しなければならない点かと思います。公判前整理手続の期間が長くなっているというのは、過剰な丁寧さと相關関係がありはしないかという視点は持っていた方が良いと思っています。もし過剰な丁寧さが公判前整理手続の長期化を招いているのだとすれば、技術的な、小手先の対応で期間を短くできたとしても根本的な解決にはならないと思います。裁判員制度は開始から15年が経過し、国民の皆様の温かい御協力、御理解をいただき、おおむね順調に運営されておりますが、安定した運営がされているこの時期に、一度そういう観点から制度運営の在り方を見直してみる、ということがあつても良いのではないかと思います。

【記者】

生成AIの活用について、今崎長官のお考えをお聞かせください。

【長官】

生成AIは、今後司法のみならずあらゆる社会における大きな要因になつていくことは間違いないと思います。司法としても、この生成AIとどのように付き合っていくのかを考えなければならぬと思います。

ただ、生成AIに関しては様々な課題があるということはよく言われているところかと思います。裁判所で生成AIをどのように活用するかを考えると、まず、コアとなる裁判官の判断作用を生成AIにより何らかの形で代替するなり、生成AIを判断のツールとして使用するということが考えられます。これは裁判の本質そのものに関わる問題なので、単に技術的に可能かという問題を超えて、そもそも国民が納得するか、司法の在り方としてそれで良いかという大きな問題に関わってくると思います。

そこまではいかないとしても、裁判の中での様々な情報処理に生成AIを活用するということは、もう少し近い課題として、検討に値するのであろうと思っています。ただ、現在の生成AIには、学習データに偏りはないか、著作権上の問題はないか、当事者のプライバシーに関わる部分について問題はないか、そして特に裁判所は機微な情報を扱うところがありますので、セキュリティ上の問題はないかなど、様々な課題があります。そういう課題の一つ一つをよく考えた上で、少し中長期的な目で、裁判あるいは裁判所の事務における生成AIの在り方を考えていく必要があると思っています。決して消極的な姿勢というつもりはありませんが、生成AIの活用を検討するに当たってはいろいろな課題があると思っています。

【記者】

裁判員制度が始まって15年が経ちましたが、裁判長として関わられた裁

判員裁判の中で印象に残っている事件がありましたら教えてください。

【長官】

最高裁判事に就任したときにお話した内容と重複してしまいますが、東日本大震災が発生した時期に裁判長として公判審理に臨んでいたので、とりわけ、その時における裁判員の方々の行動にとても感銘を受けたことがあります。

その事件は、金曜日の一日のうちに審理を終えて、月曜日に判決を言い渡す予定でしたけれども、審理の最後、弁護人の弁論の最中に揺れが起ったわけです。その日は審理を続けられなくなって、結局、裁判員の方々にはお帰りいただくことになりました。最終的には、夜11時半頃だったと思いますが、最後の方が無事に着きましたと連絡をくれて、安心してその日を終えたというわけです。

問題は、この事件の審理をどうするかということでしたが、被告人の身柄が拘束中の事件だったため、裁判長としては何とか審理を終わらせたいと思い、裁判員の方々にはお帰りいただくときに「是非、月曜日に予定どおり審理を進めたい。」とお願いしました。検察官や弁護人にも同じように言って、快く了承していただきました。週明けの月曜日、裁判員の方々に本当に来ていただけたか不安だったのですが、裁判員6人と補充裁判員1人の合計7人のうち6人は時間どおりに集合され、残りの1人も「今電車を待っていて、すごい行列ですが、必ず行きます。」とお電話をくださって、少し遅れておいでになりました。そして、法廷に皆が集まり、弁護人の弁論と被告人の最終陳述を行って手続を終え、評議室に戻って評議をし、判決を作つて無事にその日に判決を言い渡した、という事件のことをよく思い出します。あの状況で全員がおいでになつたということにすごく感動しましたし、誰一人不安めいたことをおつしやらなくて、気持ちよく仕事を終えたということで帰つていかされました。その

ときに、裁判員の方々はすごいなと感動したことを覚えています。

【記者】

刑事裁判のスペシャリストという評価を受けられているかと思いますが、当初から刑事裁判の専門家を目指されていたのでしょうか。

【長官】

裁判官として任官するときは、民事事件を担当したいと思っておりました。初任は東京地裁の刑事部に配属されましたが、別にそれは不満だったということではなく、すごく楽しくて、当時の裁判長も素晴らしい方だったので、非常に良い経験でした。その後、留学をさせていただき、帰ってきてからは最高裁の刑事局で半年強ほど仕事をし、外務省に出向して、フィリピンの日本国大使館で2年間二等書記官をやって帰国しました。ここが運命の分かれ目だったと思うのですが、帰国後は京都地裁で刑事を担当することになりました。おそらくこれで私の進路は決まってしまったのではないかと思うのですが、初任から10年以上刑事事件以外やったことがないので、それ以外を担当させるのは危ないと思われたのか、その後ずっと刑事事件の担当になりました。今思えば、民事事件や家事事件、少年事件を担当する経験を有することが、たとえいずれ最終的に刑事事件を担当することになったとしても望ましかったと思いますし、その意味で残念だと思わないことはないのですが、その後、裁判員裁判の制度設計だとか裁判員裁判の実践の中に関わることになりましたので、裁判官の人生としては満足しています。そういう限りで複雑な思いがないわけではありませんが、幸せな裁判官人生だと思っております。

以上

# 決裁・供覧

件名	平木正洋最高裁判所判事就任記者会見の概要のウェブサイト掲載について			文書番号 最 高 裁 広 第 198 号
伺い文	別添のとおり記者会見の概要を裁判所ウェブサイトに掲載してよろしいか。			
起案	起案日 部署	令和06年08月22日 最高裁判所 事務総局広報課 広報課 広報係	受付日 決裁処理期限日 決裁日	
	起案者 連絡先	園部 友希子	施行処理期限日 施行日 施行先	令和06年08月27日
分類名	大分類 中分類	(広報) 広報 (事務) 広報活動	施行者 取扱上の注意	
名称	名称 (小分類)	広報活動等 (令和 6 年度)		
取扱区分	秘密区分 秘密期間終了日 指定事由		機密性格付け 取扱制限	
			行政文書保存期間 保存	5年 保存期間満了時期 令和12年03月31日
決裁・供覧欄	最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 福島 直之 (局長) 【済】  最高裁判所 事務総局広報課 結城 康介 (課長) 【済】  最高裁判所 事務総局広報課 松本 真悟 (課長補佐) 【済】  最高裁判所 事務総局広報課 広報課 広報係 小塚 友幸 (係長) 【済】  最高裁判所 事務総局広報課 広報課 広報係 中尾 麻美 (係長) 【後閲】			
備考欄				

## 平木正洋最高裁判所判事就任記者会見の概要

令和6年8月16日

### 【記者】

判事への就任が決まったときのお気持ちと、今後の抱負についてお聞かせください。

### 【判事】

先程皇居での認証式を終えて最高裁判所判事に就任いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。最高裁判事への就任が決まったときの気持ちとしては、これまでに経験したことがないような「身の引き締まる重責」を感じているというところです。以前、最高裁判所調査官として5年間最高裁判事の下で働いたことがあります、その当時は、最高裁判事の仕事振りを目の当たりにして、「自分には到底務まらないような高難度の激務である」と感じておりました。今、そのように感じていた立場に立つこととなり、その重い職責をきちんと果たしていけるのかどうか、不安がないわけではありませんが、全力を挙げて1件1件の事件に誠実に取り組んでいきたいと考えております。

### 【記者】

これまでの裁判官人生を振り返っていただいて、特に印象に残る裁判やお仕事の内容についてお聞かせください。また、裁判官として大切にされていいる考え方や言葉などがございましたら併せてお聞かせください。

### 【判事】

東京地裁に勤務していた平成7年に地下鉄サリン事件が起こり、その後、

東京地裁刑事部は総掛かりで一連のオウム真理教関連裁判の処理に当たつたわけですが、私自身は、報道陣の目の前でオウム真理教の幹部が刺殺されたという事件を、陪席裁判官として担当しました。オウム真理教関連事件は、「日本はテロ事件のない平和な国だ」と当時思っていた私にとって、大きな衝撃でした。

平成19年8月からの2年6か月は、最高裁事務総局刑事局で勤務しました。裁判員制度導入の直前直後の時期であり、私は、総括参事官として、裁判員の選任手続に関する検討や、裁判員制度の広報を担当しました。裁判員の選任手続に関する運用面の検討の関係では、裁判員候補者に選任された方にお送りする「名簿記載通知」や、具体的な事件の裁判員候補者に選任された方にお送りする「選任手続期日のお知らせ」、こういった書類の記載内容や同封する資料の検討などを行いました。また、広報の関係では、テレビ番組・ラジオ番組にも多数回出演させていただいて、裁判員制度への御理解と御協力をお願いさせて頂きました。当時は、「裁判員制度は、一般市民が刑事裁判に参加するという、全く新しい制度なので、果たしてうまくいくだろうか。」と思い、非常に大きなプレッシャーを感じながら仕事をしておりましたが、法曹三者が一丸となって多数回にわたる模擬裁判などの準備を重ねたことや、国民の皆様方の熱心で誠実な姿勢に支えられて、好スタートを切ることができ、その後も今日に至るまで概ね順調に裁判員裁判が運営されてきていることは、私にとって望外の喜びです。

平成22年2月からの1年2か月と、平成25年4月からの2年間は、東京地裁で裁判長として実際に裁判員裁判を合計40件程担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しました。いずれの事件もみな大切な思い出となっております。裁判員裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき、一緒に議論をして、「被告人が有罪であるかどうか」という事実認定を行うわけですが、裁判員の皆様方の

御意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものが多かつたのであります。裁判員裁判の目的は、裁判官という法律のプロの専門知識や経験と、裁判員という法律家ではない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとおりであると実感できました。職業裁判官だけで刑事裁判を行っていた頃に比べると、判断に厚みが増したように感じています。また、裁判員の方々は、裁判員裁判を経験した感想として、「これまで、犯罪は、自分とは全く関係のない出来事であると考えてきたが、裁判員裁判を経験して、自分自身の問題として社会全体で考えて、犯罪のない社会にしていかなければいけないと強く感じた。」とおっしゃることが多かったですし、「犯罪に関する報道に限らず、新聞やテレビの報道に対する見方が変わった。報道されている社会問題を自分自身の問題として捉えるようになった。」と述べる方も非常に多かったです。刑事裁判に一般市民が参加するという陪審制度を持つ米国では、「陪審裁判は、民主主義の学校である。」といわれることもあるようですが、裁判員裁判にはそのような面もあるのかなと感じております。

座右の銘は、「継続は力なり」です。小学生の頃にこの言葉を知ってから、この言葉を胸に生きてきました。努力を継続したからといって、必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難しいところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思っておりますので、引き続き、この言葉を座右の銘とし、精進していきたいと考えております。

### 【記者】

裁判員裁判の導入から5月で15年となりました。刑事裁判に長く携わられた視点から、現在の裁判員裁判にはどのような課題があるとお考えでしょうか。

### 【判事】

裁判員法の施行後、裁判員・補充裁判員の方々の熱心で誠実な姿勢に支えられて、裁判員制度は、これまで概ね順調に運営されてまいりました。裁判員裁判の課題はいろいろあると思いますが、私自身が特に問題意識を持っているのは、公判前整理手続に要する期間の長期化傾向です。公判前整理手続が長期化すると、法廷で供述する事件関係者の記憶が薄れてしましますし、事件に関心を抱いている国民の皆様方の刑事裁判に対する信頼を損ねることにもつながります。裁判官もいろいろ検討し工夫を重ねてはおりますが、この問題は、裁判所だけの努力で解決できる性質のものではありませんので、裁判員法施行当時のように、今一度、法曹三者で十分議論をして改善につなげていく必要があると感じております。

### 【記者】

審理への臨み方についてお尋ねします。最高裁判事の方を見ていると弁論のときに御自分で御質問をされたりだとか、個別意見を書く・書かないなど、いろいろな方のスタンスが見えるような気がしますが、平木さんはどのように審理に臨んでいきたいかお聞かせください。

### 【判事】

私は、地裁、高裁、陪席、裁判長、いろいろ下級裁では経験してきましたけれども、ずっと2つ大切だと思っていることがあります。一つは謙虚に双方の当事者の言うことに耳を傾ける、あるいは証拠物などの証拠を検討する、そういう謙虚な姿勢が大切だと思っております。もう一つは、政策形成訴訟のように、本を読めばある程度方向性が見えるといったものではない、価値観が対立するような事件も最近多くなってきていますので、そのよう

な事件に向き合うときには、様々な価値観や視点、物事の考え方、広い視野でもってその事件に取り組む必要があると感じております。ですので、そういった広い視野を持って、様々な価値観を持って事件に向き合うためには自分自身で本を読んだり、専門家の話をいろいろ聞いたりするということが大切ですし、下級裁の裁判官に対しても望みたいのは、裁判官同士で意見交換、議論をするだとか、司法研修所の研究会に積極的に参加していろいろ吸収するといった自分自身を鍛えるという自己陶冶がすごく大切だと感じているところでございます。

以上